

## 第4回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 令和6年5月24日(金)  
開会15時00分 閉会16時03分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 教育長          | 中村 正芳       |
| 委員(教育長職務代理者) | 田野 美佐       |
| 委員(教育長職務代理者) | 梶谷 俊介       |
| 委員           | 松田 欣也       |
| 委員           | 上地 玲子       |
| 委員           | 服部 俊也       |
| 教育次長         | 國重 良樹       |
| 教育次長         | 田中 秀和       |
| 学校教育推進監      | 室 貴由輝       |
| 教育政策課        | 課長 小林 伸明    |
|              | 副課長 中江 岳    |
|              | 総括副参事 滝澤 容彦 |
| 教職員課         | 課長 西林 哲郎    |
| 財務課          | 課長 朝倉 尉雄    |
| 高校教育課        | 課長 鶴海 尚也    |
| 義務教育課        | 課長 苅田 直樹    |
| 人権教育・生徒指導課   | 課長 横山 智康    |

4 傍聴の状況 0名

5 附議事項

(1) 公立学校長の人事異動について

6 協議事項

(1) 令和6年度6月補正予算について

7 報告事項

- (1) 令和5年度文部科学省「英語教育実施状況調査」の結果について
- (2) 令和5年度教育相談の実施状況等について

8 その他

## 9 議事の概要

### 開会

#### 非公開案件の採決

##### (教育長)

本日の議題の審議に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。本日の議題のうち、附議事項(1)は人事案件であるため、協議事項(1)は、議会との調整を要するものであることから、教育委員会会議規則第12条に基づき、非公開とするよう発議する。

委員から、議題を非公開とする発議はないか。

##### (委員全員)

(特になし)

##### (教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。附議事項(1)協議事項(1)は、非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

##### (委員全員)

挙手

##### (教育長)

全会一致により、本案件は非公開とすることに決した。

#### 報告事項(1) 令和5年度文部科学省「英語教育実施状況調査」の結果について

##### ・高校教育課長 義務教育課長から資料により一括説明

##### (委員)

中学校での英検準1級以上等を取得している者の割合が増えているが、その要因はなにか。また、英語の使用状況について高等学校の教員をはじめ発話の半数以上を英語で行っている学校の割合が少ないが、いかがか。

また英語の授業で効果的な取組をしている例はあるのか。

##### (義務教育課長)

これまでも英語力の向上を目標に、検定合格を目指して研修実施する等向上に努めてきた一方で、資格を保有していなかったベテラン教員が退職し、資格を保有している若手教員が入ることにより、基本的な検定を持っている教員の割合が増えたと推測している。そして英語学習と親和性が非常に高い1人1台端末が導入されたことにより、授業が大きく変わった。

今までであれば、教員の発言を聞き、生徒が同じように発言する授業であったが、今年度学校訪問に行った学校では、生徒自ら端末を用いて音声を聞いていた。そうなってく

ると教員が話す割合が減り、様々な形で生徒自らが学ぶ場面が増え、お互いにコミュニケーションを取る場面を教員が適切に位置づけようとする意識が出てくる。

県南の規模の大きい学校ではクラス内で話しができるが、小規模化している学校だと複数の学校と端末で接続して、コミュニケーションを行う等様々な工夫をしている。

**(高校教育課長)**

高校段階では、日本語での指導が必要な場面もあり、生徒の実態を見つつ、授業の半分を英語で話すことを一つの目安として授業を行っている。

**(委員)**

今後の取組として、研修協力校に指定した学校との連携や英語教育推進リーダーによる教員研修等の実施とあるが、内容はこういったものなのか。

**(高校教育課長)**

国の研修を受けた英語教育推進リーダーを配置している学校があり、グローバルリーダー育成拠点校に指定し、研修協力校である岡山城東高校とともに発信力・表現力を高める公開授業等を行っていく。また、普通科・専門科等でグループを作り、生徒の実態に応じた英語教育を研究していく予定である。

**(委員)**

小学校から中学校へ進学する際に、英語の好き嫌いが分かれることが多い。そこについてはなにか手立てをしているのか。

**(義務教育課長)**

小学校では、どちらかと言えばコミュニケーションを重視する授業を行っており、文法等が間違っても指摘されることは少ない。しかし、中学校に入学してから文法等の細かい指摘をされると生徒も英語が楽しくなくなるため、何年もかけて授業改善に取り組むとともに、小学校への教科担任制導入や県教委からの教材の提供、研修等の地道な取組により小学校と中学校の垣根が低くなってきている。しかし、小学校外国語科においては、「書くこと」の言語活動が導入されたことに伴い、単語習得に苦手意識を持つ児童がさらに英語が嫌いになった。しかし、今までだと得意な子・苦手な子のカバーも教員が全て担っていたが、1人1台端末が有効であり、家庭に端末を持ち帰って使用している学校が多く、学校や市教委も意識が変わってきたものと思っている。

**(委員)**

英語の表現力を図るのに英検を使用しているのはなぜか。

**(高校教育課長)**

英検に限らず、TOEIC や TOEFL でもよい。CEFR という様々な英語の資格を統一の基準で測る基準があり、それに当てはめて教員の英語力を測っている。

**(委員)**

教員の英語力を高める研修や方法はこういったものがあるのか。

**(高校教育課長)**

ALT と日常的に会話をすることでネイティブの英語に触れることや英語のニュース

を聞く等がある。

**(委員)**

ICT機器を使用した姉妹校とのオンライン交流は、学校間で取組に差が出るのではないかと思う。また高校生になると学校を通さずに、自ら海外の生徒と交流する例もあるのではないかと思うが、どのくらい交流しているのか把握しているのか。

**(高校教育課長)**

当課では、全ての高校で海外とのオンライン交流を実施することを目標としており、課内に国際交流コーディネーターを配置し、相手先の開拓や学校への働きかけを行っている。生徒の自発的なオンライン交流数については把握していない。また、学校同士の交流から外国語でコミュニケーションを取る生徒を増やしていかなければならないと考えており、高校生がイベントに直接繋がれるようなサイトを立ち上げており、引き続き周知が必要だと思っている。

**報告事項(2) 令和5年度教育相談の実施状況等について**

**・人権教育・生徒指導課長から資料により一括説明**

**(委員)**

教育相談の件数を見ていると母親と比べて父親が極端に少ないが、父親が少ないのは以前からか。また、他県と比較してどうか。

**(人権教育・生徒指導課長)**

委員が言われるとおりの母親と比べて父親からの相談は少ないが、若干増加している状況である。当課に寄せられる相談についても父親からの相談が多くなってきているが、他県との比較できるデータは持ち合わせていないため、分からない。父親からの相談は、始めから父親が相談してくる場合と、始めは母親からの相談から始まり、それでは解決できず、最終的に父親が入ってくる場合がある。

**(委員)**

相談内容への対応について、学校へどのように働きかけているのか。例えば、虐待等の事案が把握された場合、児童相談所への相談はされているのか。

**(人権教育・生徒指導課長)**

基本的にはワンストップで実施しているが、生徒の生命に危機が及ぶような事案等であれば相談者の了承を取りつつ、相談者を特定する。相談者から要望があれば、関係機関へ報告する。実際に関係機関に報告し、連携して対応した事例もある。

**(委員)**

STANDBYの相談実績について、学業・進路の不安で相談するのは分かるが、心身の不調や教職員との関係の相談も多い。こういった相談内容なのか。

**(人権教育・生徒指導課長)**

心身の健康では、「自分のことが好きになれない。」「考え事をする和不眠になる。」と

いった相談がある。教職員との関係では、教員への苦情等が多い。

STANDBYでここ数年増加している事案は、児童虐待である。特定できるものは特定している。また、家庭環境に関する相談も大きく増加している。夫婦仲が悪いといったことや過干渉で困るといった相談が多い。他にも心身の健康・保健に関する相談が増加傾向である。

**(委員)**

ヤングケアラーに関する相談は増加しているのか。

また、ヤングケアラーの状況を把握した場合、どのように対応しているのか。

**(人権教育・生徒指導課長)**

ヤングケアラーとして相談してきた例はないが、相談を受けている中でヤングケアラーと思われる事案はある。

匿名ではあるが、学校と学年までは特定でき、把握した内容を学校に伝えると個人を特定できる場合が多い。特定できた場合は、面談に繋げるなどの対応を行っている。ヤングケアラーが疑われる生徒については、スクールソーシャルワーカーを通じて、福祉部局へ繋ぐなどの対応を行っている。

以下、非公開のため省略

閉会